

革命期シェイエスにおける 憲法制定権力論（3）

高野敏樹

はじめに

I. 「アンシャン・レジームの危機（la crise de l'Ancien Régime）」と基本法、「国制」および憲法

—— 「三部会（Etats Généraux）」の招集をめぐる憲法と政治

（1）シェイエスの『第三身分とはなにか』

（2）革命と憲法の「絆帯」（le lien de la solidarité de la Révolution et de la Constitution）

（以上，31号掲載）

II. シェイエスの憲法制定権力論

（1）「憲法を作る力（pouvoir constituant）」と「憲法によって作られた力（pouvoirs constitués）」

（2）憲法制定における国民意思の絶対性

（3）憲法制定における特別代表への委任

（4）憲法改正の無限界性

（以上，32号掲載）

III. 憲法制定権力と立憲議会

（1）国民の「意思の言説（discours de la volonté）」としての憲法制定権力論

（2）三部会から憲法制定国民議会へ

—— 憲法制定国民議会における憲法制定権力論

（以上，本号掲載）

Ⅲ. 憲法制定権力と憲法制定国民議会

(1) 国民の「意思の言説 (discours de la volonté)」としての憲法制定権力

(1) シェイエスは、全国三部会の構成と運営の問題をめぐって、特権身分の側から自己の階級的利益を保持するために主張された伝統的な「国制」の理論を排斥し、それにかわるあらたな国家秩序を形成するための理論として、憲法制定権力論を対置した。

シェイエスのこの憲法制定権力論は、その理論の形成に先だつさまざまな近代の法思想および政治思想の広大な思想領域——とりわけ社会契約の理論——のなかから抽出されたものであるが、すくなくともシェイエスの憲法制定権力論がすでに述べた1789年の憲法闘争の政治的プロセスにおいて論争の主導的な理論となりえたのは、特権身分の側の体制イデオロギーであった「自然主義的国家秩序」の思想ないしは「理性の支配する国家秩序」の思想と訣別し——ベイカーの表現するところにしたがえば——それにかえて、国家を形成し統治する国民の意思の力を表象する「意思の言説 (volonté apparaît)」を対置したところに、その理由があるといつてよいであろう⁽¹⁾。

(2) シェイエスの措定する「憲法を作る力」とは、すでにみたように、国民の「意思」——国民の共同意思ないしは一般意思——のもっとも先鋭的かつ唯一の法的発現形態にほかならない。

すなわち、シェイエスの「憲法を作る力」の観念は、単に「憲法は制定される」という意味での内容のない形式的な観念ではないし、また「王が憲法をあたえる」——あるいはこれをいいかえて、神権説的な素朴な自然主義的観念であるところの「憲法は所与のものとして国民にあたえられた」という観念——でもない。シェイエスのそれは、右に述べたような「国民の憲法制定権力」という実質的内容を有する観念である。

『第三身分とはなにか』において、シェイエスが、憲法と法律の概念を対比し、憲法の特質を表現して「憲法とは方法である (les lois constitutionnelles ne sont que les moyens)」と述べているのは⁽²⁾、その表現ないしは用語法が通常用いられているところの意味を超えて、このような実質的な憲法の観念をさしているといつてよい。すなわち、シェイエスにおいて、憲法とはまさしく国法秩序の基本を形成する「国民意思の直接的な表現の方法」であり、かつそれ以外のなにものでもなかったといえよう。

(3) シェイエスにおいて、政治社会の構造および機能の両面において「第三身分はすべて」である。したがって「国民意思」の観念にいう「国民」とは、この第三身分以外の構成要素をもちえない⁽³⁾。この第三身分である国民の意思のみがひとつの政治的社会すなわち国家を形成し、その完結した法的意思の表現である憲法を制定しうる。国家を法的に規律する基本法としてのこの憲法の有効性は、その憲法がこのような国民意思の直接の表明であるかぎりにおいてのみ認められるものである。

このようなコンテクストにおいて、シェイエスが措定するところの「国民意思」はその性質において絶対的な存在である。すなわち、前述したように、シェイエスにおいては、「国民はすべてに優先して存在する。国民はあらゆるものの源泉である」とともに、「その意思はつねに合法であり、その意思こそ法そのものである」⁽⁴⁾。

「国民はあらゆる法の形式から独立した存在である。たとえ国民がいかなる方法によってその意思を形づくろうとも、その意思が表明されれば、それで充分である」⁽⁵⁾。

(4) 国民の観念が以上のようにあらゆる実定法秩序を超越する始源的存在と仮定されるとき、そこから憲法に関する国民意思の二つの決定的な作用が生じうる。

そのひとつは、以上に述べた国家の基本法としての「憲法を制定する力」それ自体の作用である。シェイエスによれば、憲法は「憲法によって作られた力」を拘束することはできるが、しかし、その力の淵源である「憲法を作る力」そのものを拘束することは理論上不可能である。国民は、自己の欲するところにしたがって「憲法を作る力」を発動し、みずから憲法を制定しうる。

そして同時に、このような国民に対する憲法上の無拘束性という観念は、かりにその社会にすでに憲法が存在する場合においても、そのような現に存在する憲法ないしそれにもとづく現行の国家秩序を自由に「変更」ないし「改正」する力の作用を生み出す。なぜなら、この場合においても、「国民は憲法上の方式に縛られるべきではなく、また縛られうるものでもない」からである⁽⁶⁾。

(5) 以上のようにして、シェイエスにおいて、「憲法を作る力」と「憲法を変更（改正）する力」は国民意思の絶対性の観念のもとで巧みに連結された。

ここにおいて、1789年のいわゆる「王制の危機」の事態のはじまりにおいてシェイエスが提起した二つの問題、すなわち①王国には憲法が存在するか——「存在しないとすれば、それをひとつ作らなければならない」、②特権身分が主張するように、フランスにはすでに憲法が存在しているとするれば、それを変更しうるのはだれか、という問題について、それらのいずれの局面に対しても第三身分が自己の要求を主張することのできる理論的前提が整えられたのである。

注：

(1) K.M. Baker, Sieyès, par F. Furèt et M. Ozouf, Dictionnaire Critique de la Révolution Française, en Acteurs, 1992, p.295.

(2) E.-J. Sieyès, Qu'est-ce que le Tiers Etat?, 1789, Collection Quadriga 30 PUF 1989, P.68.

(3) *ibid.*, p.31. シェイエスにおいて、国民とは「共通の法律 (*loi commune*) のもとに生活し、共通の立法機関によって代表される共同体 (*une corps d'associés*)」にほかならない。

これに対して、貴族身分は共同の秩序と共通の法律から遊離した存在であり、それは「国家のなかの国家 (*imperium in imperio*)」であるといわなければならない存在である。シェイエスにおいては、「第三身分はすべてのものを包含するものであり、したがって第三身分でないものはすべて国民とはみなされない。第三身分とはなにか——すべてである (*Qu'est-ce que le tiers? tout*)」(*ibid.*, p.32.)。

(4) *ibid.*, p.67.

(5) *ibid.*, p.70.

(6) *ibid.*, p.70.

(2) 全国三部会から憲法制定国民議会 (*l'Assemblée National Constituante*)

へ—— 憲法制定国民議会における憲法制定権力論

1. 憲法の「復活」と「創設」

(1) 以上のようなシェイエスの憲法制定権力論は—— 全国三部会のパリ地区代表のひとりとして選出されたシェイエス自身の政治的影響力とあいまって—— 全国三部会の進むべき方向性に決定的な影響をあたえた。

全国三部会は1789年5月5日に開会したが、「ただちにあらたな議会の設立に従事すべき (*s'occuper sans délai de la constitution de l'assemblée*)」ことを要求するシェイエスの動議を契機として、特権身分の代表者の多くが自己の所属する身分会議を離れ、第三身分の会議に合流した⁽¹⁾。これによって身分の区別を前提とする伝統的な三部会の構成原理はそのもっとも封建的な部分において崩壊した。

すなわち、全国三部会の構成と運営に関する1788年9月21日の高等法院の宣言以来、第三身分が批判の対象としてきた「国制」の原理は、ここにおいて実質的に変更された。全国三部会は、この行動をとおして、アンシャン・レジーム (*l'Ancien Régime*) を解体し、国王から独立したあたらしい

統治権力を創造した。このことは、実質的な憲法規範の創設——「革命と憲法とのあらたな絆」の創設のはじまり——であったとってよいであろう。

このような三部会の実体の変更をうけて、シェイエスは三部会の名称を「フランス国民により承認され確認された代表議会 (l'Assemblée des représentants connus et vérifiés de la Nation française)」へと変更することを提案した。これに対してはムーニエとミラボー (Honoré -Gabriel Riqueti Mirabeau) の対案が提出され、シェイエス自身の修正再提案にもとづいて「国民議会 (l'Assemblée National)」の名称が確定した⁽²⁾。ここにおいて、シェイエスが『第三身分とはなにか』において主張したところの、単なる国王の諮問機関ではない「国民自身の議会」の設立の主張は現実のものとなったのである。

国民議会は、1789年6月20日、「憲法が制定され、強固な基礎のうえに確立されるまでは決して解散せず、周囲の状況に応じていかなる場所においても参集し会議を開く (à ne jamais se séparer et à se rassembler partout où les circonstances l'exigeraient jusqu'à ce que la Constitution fût établie et affermie sur des fondements solides)」ことを決議したのち、憲法起草のための憲法委員会 (comité de constitution) を創設し、7月9日にみずからを「憲法制定国民議会 (l'Assemblée National Constituante)」と宣言して憲法制定の審議に入った。

(2) しかし、以上のように憲法制定国民議会はみずからを組織することに成功したものの、議会において「国民議会と憲法の絆」は混迷した。

すなわち、議員選出の際に各選挙区 (バイイ管区) において作成され、議員が携えた陳情書の多くが「憲法の制定」を要求していたにもかかわらず、議会の議論においては、前述した憲法制定の意味をめぐる論議がふたたび繰り返されたのであった。「憲法は復活 (restaurer) されるべきか」、それとも「憲法は創設 (créer) されるべきか」という問題がそれである。

「憲法の復活」をもとめる主張は、たとえば「われわれの選挙人は、国家

の再生（*régénération de l'Etat*）を求めて」おり、「全国三部会に送り出されたとき、われわれはあたらしい憲法を制定する（*vous ferez une constitution nouvelle*）よう命じられたのではなく、古来からの憲法すなわち国制を再生する（*vous régénérerez l'ancienne*）よう命じられた。すなわち、代表者たちは国家の政体を君主制として形成するという発言をするべきではなく、古来からの君主制をただ追認すればよい、と命じられた」とするクレルモン＝トネール（*Stanislas-Marie-Adélaïde Clermont-Tonnerre*）の意見に代表されるいわゆる王制派（*Monarchiens*）の主張に典型的に表されている^③。

国民議会——その前身である全国三部会——は国王によって招集されたのであり、国王の権威は国民議会の権威に優先すること、すなわち国王は国民議会において今後制定されるであろう憲法に先だって存在し、その憲法に先だって所有する権力を今後も依然として所有する、という主張がその根底にあった。

一方これに対して、憲法委員会の一員であるシェイエスをはじめとする立憲派（*Constitutionnelles*）の議員は、みずからは国民の代表者として選出されて国民議会に議席を占めており、したがってその職務は国民の憲法制定権力を行使してあらたな「憲法を創設する」ことにあることを主張した。

すなわち、「社会」はあらゆる統治形態に先だって存在し、既存のすべての制度は「国民意思（*volonté nationale*）」あるいは「一般意思（*volonté générale*）」のまえに停止する。「国民の意思」こそが、その停止点から根本的にあらたな制度を形成しうるのである。

グレゴワール（*Henri-Baptiste Grégoire*）は「われわれは憲法を一新し、ふるい憲法の残骸のうえにあたらしい憲法を創設する任務を付託されている。われわれはいまや憲法制定権力を行使することができる」と主張し^④、シェイエスもまた同様に「国民議会に集合したフランス国民の代表は、国民の委任にもとづいて国家の憲法をあらたに制定するという特別な任務を

有している。フランス国民の代表は、この資格において憲法制定権力を行使する」と主張したのであった⁽⁵⁾。

2. 人権宣言と国民議会の正当性

(1) 憲法制定の意味をめぐるこのような意見の対立は、1791年憲法の制定過程のいくつかの局面でさらに激化したが、とりわけ1789年8月26日に採決された「人および市民の権利の宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)」の制定をめぐる顕在化した。

すなわち、人権宣言を制定するか否かは、「あたらしい憲法の制定を望む陳情書と、王国にすでに存在していると考えられる憲法を再建することを求める陳情書との間の相違点」(クレルモン＝トネール)であり、それは①「憲法を創設する」立場と、②「憲法を復活させる」立場とを峻別するきわめて明確な分岐点であった⁽⁶⁾。なぜなら、すでにみたように人権を宣言し確保すべしとする第三身分の陳情書その他の主張は、総じて、保障されるべき人権が「社会契約説」のコンテクストにしたがって国家に先だって存在し、国家形成の目的としての諸個人の「自然権」の保障として主張されていたからである。

(2) 以上のような国家に先行する人間の権利を認めようとする立憲派の立場からは、制定されるべき人権宣言は、理論上の前後関係でいえば、それらの諸権利を保障することを目的とする憲法の制定に先だって制定ないし宣言されるべきとする考えかたが生じうる。

シェイエスは7月20日と21日に人権宣言案を憲法委員会に提出し、このような立場から人権宣言が憲法に先立って審議され、宣言されるべき旨を主張して次のように述べている。

「フランス国民の代表者たちは、憲法制定権力の職務を遂行するにあたって、すべての社会的結合、すなわちすべての政治的憲法の目的は人

および市民の権利を明示し拡大し、かつ確保することにほかならないと考えるべきであり…まずそれらの権利を承認することに専念しなければならず、かつ諸権利の理由を付したこの宣言はそれが憲法の不可欠の前提であるという意味において、憲法に関する案件に先行して審議されなければならない。」⁽⁷⁾

一方、これに対して、主として王制派を中心とする保守的勢力からは、王国のながい歴史において一定の形式の政府と統治形態を保ってきたフランスにおいては、「生まれながらの自由」の拡大よりは、むしろそれに対する正当な制限を経験することが必要であるとする反論がなされた⁽⁸⁾。

さらには、中間派からは、妥協案として、①人権宣言の制定という主張それ自体には同意するものの、②その人権宣言には権利のみならず国民の義務をふくむこと、③そして人権宣言は、憲法典とは別の独立した文書とはせず、憲法典の一部を構成するものとする、という見解がつよく主張された⁽⁹⁾。

しかし、議会は8月1日から8月4日にかけての討論において大きく前進し、①人および市民の権利の宣言は、憲法に先行して審議され、宣言されること、②その人権宣言には「義務の宣言」はふくまれないこと、③宣言は憲法に先だち、憲法とは別の文書においてなされること、を決定した——事実、1791年憲法は、人権宣言を憲法典に前置し、「先に確認しかつ宣言した原理にもとづいてフランス憲法典を制定する」(前文)という構造をとった。

このようにして議会は、特権身分の「復活（再建）されるべき」憲法の概念を斥け、憲法の「制定」の方向性を明確にした。すなわち、人の自然権はあらゆるものに先だって存在する。来たるべき憲法は、この理念にしたがって、これらの権利を実現することを目的としてあらたに創設されなければならない。

(3) ところで、人権宣言の制定をめぐる右のような議会決定がきわめて困難な経緯のもとではあれ急速に成立するにいたった点については、その要因として、「議会の正当性」をどのように論理づけるかという憲法制定に先だつ根本問題についての多数派の意思統一がなされたことを指摘する必要がある。

すなわち、みずから「国民議会」であると宣言することによって成立したこの議会は、そのような成立の経緯ゆえにこそ、その正当性の認知を必要としていたとあってよい。それがえられなければ、おそらくは将来制定されるべき憲法の正当性にも疑義が生じることになるであろう。国民議会は元来、全国三部会として国王によって招集されたのであり、国王の権威は国民議会の権威に優先する、とする特権勢力ないしは王制派の側の主張はこの点の問題性を衝いたものである。

そして、この正当性の認知の問題は、以上のような特権身分の側からばかりでなく、第三身分の側からも問題とされるべきものであった。

すなわち、たしかに国民議会は、「憲法制定権力を行使する立場」にあり、この考えはすでに議会の多数派を形成している。しかし、シェイエスが憲法委員会に提出した前述の人権宣言案においてすでに指摘されているように、「現在ここにみられる代議制は、憲法制定権力が本来その本質として要求することがらに厳密に適合しているとはいえない」ものである。なぜなら、国民議会はその成立の経緯において、本来の意味で社会契約説にいうところの「国民」の概念にふくまれるべきではない特権諸身分の代表をも包含した組織とならざるをえなかったからである。

憲法制定国民議会は政治的には革命の勝利の象徴であるが、他方で「憲法制定権力は国民にのみ帰属する」とする革命の理念とは矛盾する。人権宣言は、このようないわば議会構成の欠陥を補い、かつそれを超えて議会の正当性を積極的に認知する役割をはたさなければならないのである⁽⁴⁰⁾。

以上の点に、憲法があらゆる政治社会の基礎である「譲渡不可能かつ神

聖な人の自然権（les droits naturels, inaliénables et sacrés de l'homme）」（人権宣言前文）の諸原理の権威から直接に生じるものであることを宣言する必要性が生じる。議会の使命は、この原理を提示し、宣言するところにある。シェイエスの提案は、このことを指摘したのであった。

そして、この点は議会の多数の支持をうけ、それによって——たとえばデュポール（Adrien-Jean-François Duport）の議会での発言にしたがえば——「あらゆる人間のための、あらゆる時代のための、あらゆる国のための権利の宣言（déclaration des droits pour tous les hommes, pour tous les temps, pour tous les pays）」という意味での普遍性を承認し宣言することこそが、その理念にしたがったあらたな憲法の制定をめざす憲法制定国民議会の普遍的権威を生みだしうとする議会意思が形成されたのである¹¹⁾。

（4）このような討議の経緯は、「憲法制定権力」と「人間の権利」との関係についての議会の理解を把握するうえで重要な意味をもつ。

シェイエスは、『第三身分とはなにか』において、すでに述べたように、憲法制定における国民意思の絶対性を主張して、「国民はすべてに優先して存在する。国民はあらゆるものの源泉である。その意思はつねに合法であり、その意思こそ法そのものである。国民の意思に先だち、その上に存在するものとしては、ただひとつ自然法があるにすぎない」と述べていた¹²⁾。

要するに、シェイエスは、憲法制定権力の発動における国民意思の絶対性を主張しつつも、しかしそれに対しては自然法的な一定の限界が存在することを指摘していた。シェイエスの憲法制定権力論は、ひろい意味での社会契約説の理論的な枠組のなかから抽出されたものであり、社会契約説が自然権の保障を国家形成の目的とするかぎりにおいて、憲法制定権力もまたそのような自然権としての人間の権利に拘束されることは自明のことである。先にあげたシェイエスの人権宣言案はこのことを確認するものである。

以上の点について、議会もまた最終的に、人権宣言第2条において、「す

すべての政治的結合の目的は、人の自然の、かつ時効によって消滅することのない権利の保全である」と宣言し、また16条において、「権利の保障が確保されず、権力の分立が保障されていない社会は憲法をもつとはいえない」と宣言した。

これらの宣言は、右に述べたシェイエスの論理と同様、憲法制定権力といえどもその理論の根底には一定の「普遍性の原理の拘束」が存在すべきこと、すなわち憲法制定権力の正当性はそれが自然権の保障という目的を指向するものである点にこそとめられるべきであり、したがって憲法制定権力はそれ自身、自然法から帰結する自然権に拘束されるべきことを確認したものとみることができよう。

3. 憲法に対する国王の拒否権と憲法制定権力論

(1) 憲法は「復活（再建）されるべきか」それとも「創設されるべきか」という問題は、1789年8月、憲法委員会によってようやく憲法草案が提示されるにともなって、憲法制定に関して国王の拒否権（*droi de veto*）が認められるか否かという問題としてふたたび激しく議論された。

この点については、すでに述べたように、王制派の側からは、みずからを選出したバイイ管区（選挙区）からは君主制が専制に墮することを防ぐために王権と協同して行動するという旨の委任——人権宣言の先議の問題に対して王制派が抵抗をしめしたときと同様、ここにおいてもふたたび王制派からは、管区からの命令委任（*mandat impératif*）の存在が主張された——を受けている旨が主張されていた。

この主張の趣旨は要するに、国王は憲法に先だって存在し、権力を所持していたのであるから、国王は憲法の制定に関しても必然的に当事者としての地位を占めるべきことをもとめる、というものであった。

たとえば、この時点において王権擁護の政治姿勢を明確化していた——1788年のヴィジルの集会の指導者であった——ムーニエは、「国王は憲法の

規定に利害関係を有するとともに、憲法を遵守させる責任があり、憲法に先だつ権力——憲法はその権力を規制すべきではあっても、決して破壊してはならない——を有するのであるから、国王が憲法を承認する必要がある」と主張した。さらにムーニエは、これと同様の論拠により、国王には議会が提案した憲法草案に対して修正を求める権限が承認されるべきであり、このようにして国王は憲法制定に関して一種の拒否権を行使しうる、と考えられるべきことを主張した⁽³⁾。

この主張は、人権宣言に表明された「すべての主権の淵源は本来国民に存する」（第3条）という国民主権の原理に対する明らかな制限の意図をふくむものであった点で重要な意味をもった。ムーニエによれば、主権の淵源が国民に存することは疑いえないとしても、「しかし、主権の淵源が国民に存することと、主権を行使することとはまったく別のことがら」であった。

ムーニエとその同調勢力である王制派にとっては、立法に対する国王の拒否権の存在によって保障される「権力の分散と均衡（*dispersion et équilibre des pouvoirs*）」という考えかたこそが多数者による専制を防ぎうるものであり、そのことは憲法の制定においても妥当すると考えられた⁽⁴⁾。

この点の事態の推移は、1789年10月5日、人権宣言およびすでに採択されていた憲法のいくつかの条項の受諾についての国王の回答をめぐって明確化した。ルイ16世は、それらの規定について、憲法が将来制定される時点において執行権が国王の掌中にとどまることを絶対の条件として——「受諾（*acceptation*）」ではなく——「理解（*accession*）」をあたえる旨の回答をしめした。

（2）国王のこの回答に対しては、シェイエスに代表される反対意見と、すでにジャコバン派（*Jacobaniens*）における指導的地位を獲得していたロベスピエール（*Maximilien-Marie-Isidore de Robespierre*）を中心とする反対意見がともにつよい抵抗をしめした。

もっとも、これらの反対意見において、国民主権の意味をどのようにとらえるかという問題については共通の理解があったわけではなく、シェイエスの国民主権論はこの時点において一貫していわゆる代表制の理論と結合して主張されており、その点でルソー的な人民主権論の立場にたって主張される反対意見とはことなつた面をもつ。しかし、憲法制定のレベルでの国王の拒否権を拒絶すべきものと主張する点では、これらの反対意見が同一の方向性をもつものであつたことは指摘する必要がある。

すなわち、国王の回答に対して、シェイエスは、「国王をふくむ国家の諸機関は憲法によって作られた権力であるにすぎない。したがってそれら自身では制度的体系のなかでのみずからの位置を定めることはできない。その位置を指定したのは憲法制定権力である」と述べ、このような憲法制定権力の意思を「憲法によって作られた権力」にすぎない国王が拒否することの論理矛盾を指摘した⁽¹⁵⁾。

ロベスピエールもまた、「国王の回答は、単に憲法全体を破壊するというだけでなく、さらに憲法をもつという国民の権利をも破壊するものである。…憲法に対して、わずかひとつのことがらについてであっても条件をつけることのできる者は、この憲法を阻害する権利を有していることになる。すなわち、憲法に条件をつける者は、国民の権利のうゑに自己の意思をおくにひとしいからである」と述べた⁽¹⁶⁾。

これに続いて、ロベスピエールの同調勢力のひとりであるペティヨン (Jerôme Pétion de Villeneuve) も、シェイエスの主張と同様の立場から、憲法制定権力は「憲法によって作られた権力」に優越するものであることをふたたび強調したうえで、王制派の主張するところの「憲法は国王と国民とのあいだの双務的な契約 (pacte réciproque entre le roi et la nation) である」とする主張を斥けて、「国王と国民との間には社会契約が存在するという主張に対しては、私はその原理を否定する。すなわち、国王は国民が提示する法にもとづいて統治することしかできないのである」と主張し

た⁽¹⁷⁾。

以上の主張は、シェイエスの主張が憲法制定権力の理論構造から直接に帰結される反対論であるのに対し、ロベスピエールのそれは憲法制定権力論には触れず、いわば国民主権——人民主権——における主権論の立場からの主張である点で基本的な立場をことにするものである。しかし、これらの両者の主張は、憲法の制定という局面においては同一の方向性を有していた。すなわち、憲法は国民自身により自律的、排他的に制定されなければならない。この意味では、国民の主権はまさしく国民の憲法制定権力と同義にとらえることが可能であったのであり、先に述べたペティヨンの主張はそのことをしめしているといつてよいであろう。

（3）以上の討議ののち、議会は拒否権反対派の主導のもとに、最終的に人権宣言および憲法条項についての国王の無条件の受諾を要求する決議を行い、ルイ16世はこれを受諾した。

憲法制定国民議会はこの後、1791年憲法において、国王の名称を「神の恩寵によるフランス王 (Roi de France par la grâce de Dieu)」から「フランス人の王 (Roi des Français)」へと変更した。すなわち、国王の地位は、「神の恩寵によって」ではなく、まさしく国民の憲法制定権力の作品である「国家の憲法によって (par la loi constitutionnelle de l'Etat)」あたえられた「憲法によって作られた権力 (pouvoirs constitués)」のひとつであることが確認されたのである。

4. 立法に対する国王の拒否権と憲法制定権力論

（1）もっとも、以上のようにして人権宣言および憲法条項に対する国王の拒否権が拒絶されたにもかかわらず、1791年憲法は、国王に対して、立法に対するいわゆる停止的拒否権 (veto suspensif) を付与した。

すなわち、1791年憲法は、その第3編前文第3条において「立法権は国民議会に委任される」こと、第4条において「政体は君主政体とし、執行

権は国王に委任される」こと、および第5条において「司法権は民選の任期ある裁判官に委任されること」を規定して、そこに権力分立の原則を採用することを明示した。

しかし、91年憲法はその3条において、議会の立法権限について、「国民議会は…国王の裁可をえて立法権を行う」旨をも規定した。すなわち、1791年憲法は、国王が立法に対する停止的拒否権を行使することにより、立法権の一部を行使することができる旨をも承認したのであった。

(2) この条項の審議の過程で、ムーニエはすでに述べたような国王の拒否権を擁護する立場から、国王は「立法府を統括する部分 (*partie intégrante du corps législateur*)」でなければならないとしたうえで、①この拒否権は国王に対してすべての立法権をあたえるものではなく、拒否権をとおして立法権の一部をあたえるものであって権力分立ないしは権力の制限の原則に抵触するものではないこと、②さらには——この点こそが国民主権の制限の趣旨を明確化させるものであるが——「いかなる団体も、それがどのように構成されていようとも、その特権を増大させようとする。…もし、人民の代表者たちの決定がいかなる障害にも出会うことがないとすれば、かれらは王国の絶対的な支配者になるであろう」と主張していた⁴⁸。

このようなムーニエの立場はしばしばイギリス心酔派 (*anglomanes*) とよばれることになるが、その主張は——その名称がしめしているように——イギリス憲法における三つの機関によって構成される立法府、すなわち国王 (*Crown*)、貴族院 (*House of Lords*)、庶民院 (*House of Commons*) からなる立法府における権力分立の機構をフランスに導入し、それによって立法権——すなわち国民主権の行使——の制限を図ろうとするものであった。それは、きわめてモンテスキュー (*C.S. Montesquieu*) 的な権力分立の手法、すなわち同じ法的水準に位置する「権力による権力の制限」、あるいは法的に同水準である「権力間の均衡」の保持の手法であったといつてよい。

（3）しかし、これに対しては、シェイエスの厳しい反対論が主張された。シェイエスは前述した憲法制定に対する国王の拒否権のみならず、このような立法に対する拒否権についてもそれを厳しく拒絶する姿勢をとった。

すなわち、シェイエスによれば、立法に対する国王の拒否権を肯定することは、「憲法によって作られた権力」のひとつが、いまひとつの「憲法によってつくられた権力」の権限を侵害することを意味する。しかるに、この場合に「憲法によって作られた権力」の権限範囲を確定したのは憲法制定権力の作用である。国民の代表者すなわち議会と国王の権限の間で紛争が生じるときは、本来その「上位の権力」である憲法制定権力を招集してその解決を図らなければならない⁽⁹⁾。すなわち、シェイエスにおいては、権力分立の原則をその根源において規律するものは上位の権力である憲法制定権力であって、この権力こそが——すなわち国民意思こそが——つねに最終的な決定権をもつ。

このようなシェイエスの立場からみれば、王制派の主張は権力分立——きわめてモンテスキュー的な——の名におけるある種の国民意思の抹殺論——それはすなわち憲法制定権力の抹殺論——にほかならない。シェイエスにおいて、憲法制定権力は、「憲法によって作られた権力」を創設したのちも、それらの権限の範囲を確定する最終的な権力として依然として生き続けるべきものである。

（4）議会は、前述したように1791年憲法において、シェイエスのこの主張を採用せず、国王の立法に対する拒否権を肯定した。しかし、議会はムーニエ的な王権擁護の主張を全面的に受入れたわけではない。すなわち、1791年憲法において国王の拒否権は承認されたが、他方で国王のこの拒否権は憲法的性格を有する法律および租税上の法律には適用されないものとされた。この点においてもまた、憲法制定権力論の1791年憲法に対するおおきな影響力をみいだすことができる。

注：

- (1) シェイエスのこの動議は、1789年6月10日に提出された。シェイエスは、ここでいよいよ特権諸身分とのあいだの「綱をたちきるときがきた」と述べ、貴族と聖職者の身分部会に対して「われわれはただちに共同の（議員の）資格審査をはじめ。これに欠席する者は棄権したものとみなす」という強硬姿勢をしめした。
この動議が可決されたのち、6月17日、議会は租税審議権をもつことを可決し、絶対王制に対する議会の抵抗がはじまった。そして、6月19日には聖職者身分は激論のすえ149票対137票というわずかの差で第三身分と合流することを決定し、これによって国民議会の創設の流れは決定的なものとなった。
この点の経緯については、A. Soboul, *Histoire de la Révolution Française — de la Bastille à la Gironde*, 1962, p.149ff 参照。
- (2) 国民議会の名称についてのシェイエスの提案に対しては、ムーニエが「少数者に代替して活動する国民の多数の代表者の正当な議会（Assemblée légitime des représentants de la majeure partie de la Nation, agissant en l'absence de la mineure partie）」という名称を主張し、またミラボーはより直接的に「フランス人民の代表（Représentants du peuple français）」という名称を主張した。この点については、Soboul, *op. cit.*, p.149. 参照。
- (3) V. Marina, *La constitution française*, in K.M. Baker, *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, t.1, 1987, p.125. による。
- (4) *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, t.8, p.273.
- (5) *ibid.*, p.256.
- (6) K.M. Baker, *Constitution*, par F. Furét et M. Ozouf, *Dictionnaire Critique de la Révolution Française*, en *Institutions et Créations*, 1992, pp.186-187.
- (7) Sieyès, *Préliminaire de la Constitution, reconnaissance et exposition raisonnée*, *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, t.8, pp.256-261.
- (8) たとえばマルーエ（Pierre-Victor Malouet）は、アメリカの独立宣言の場合と比較して、アメリカの人民においては「人間を自然のただなかにおいてとらえ、その原初の主権を世界にむけて提示すること」が可能であったのに対して、「（フランスのような歴史の長い）大帝国においては、人間は相互依存の状態におかれる宿命にあるため、生まれながらの自由の拡大よりは、むしろその正当な制限を経験することが必要である」と主張した（*Archives parlementaires*, 1^{ère} série, t.30, p.63.）。
- (9) M. Gauchet, *Droits de l'Homme*, par F. Furét et M. Ozouf, en *Idées*, *op. cit.*, p.125. による

- (10) Sieyès, *Préliminaire de la Constitution, reconnaissance et exposition raisonnée*, Archives parlementaires, 1^{ère} série, t.8, pp.256-261.
- (11) M. Gauchet, *Droits de l'Homme*, op.cit., p.126. による。
- (12) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, 1789, Collection Quadrige 30 PUF 1989, p.67.
- (13) K.M. Baker, *Constitution*, op. cit., p.189. による。
- (14) ムーニエは、1789年7月27日に「憲法基本条項草案（Projet contenant les premiers articles de la constitution）」を發表して、本文に述べたように、「主権の淵源」と「その行使の主体」とを分離して解釈すべきことをつよく主張していた（Archives parlementaires, 1^{ère} série, t.8, p.285.）。
- (15) Archives parlementaires, 1^{ère} série, t.30, pp.592-597.
- (16) K.M. Baker, *Constitution*, op. cit., pp.199-200. による。
- (17) *ibid.*, p.200.
- (18) Mounier, *Projet contenant les premiers articles de la constitution*, Archives parlementaires, 1^{ère} série, t.8, p.285.
- (19) Archives parlementaires, 1^{ère} série, t.30, p.595.